

令和8年4月5月 合併号、Vol. 211

心と体のリハビリテーション

南2、カラオケ喫茶

実施日: 5月24日(木) 晴れ

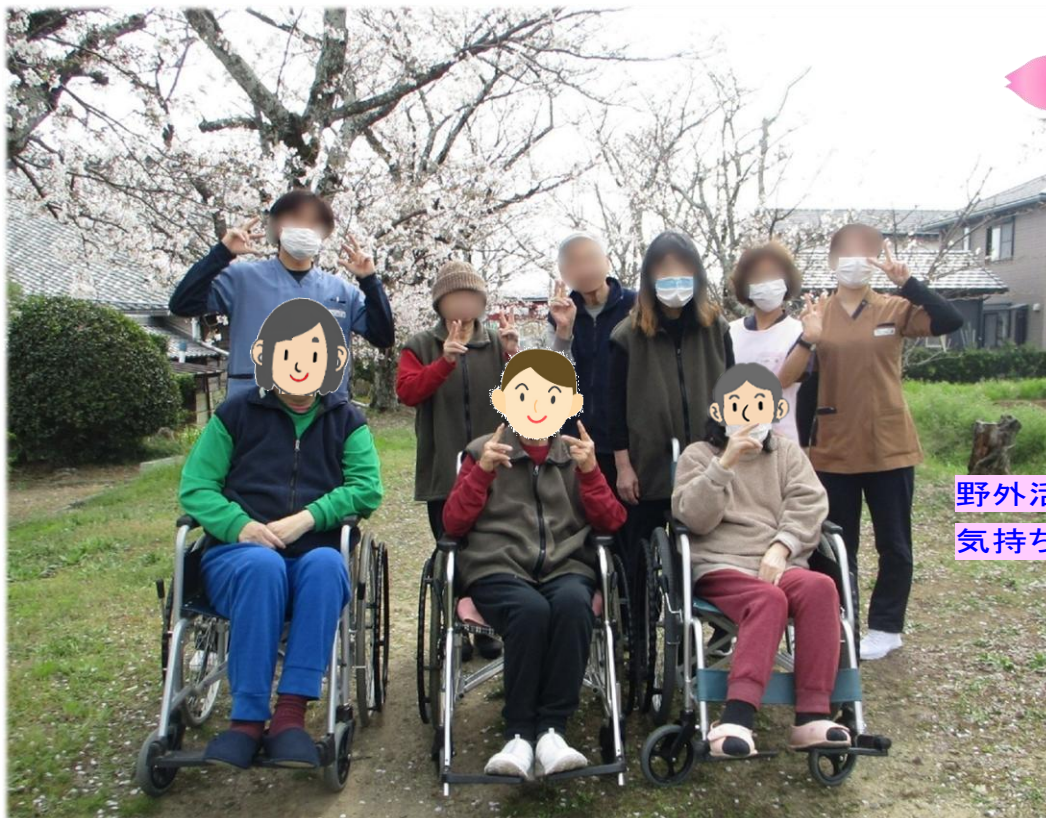
南2大ホール 12名参加

《実施内容》

- ・参加希望者のみカラオケを歌う
- ・くじを引いてお菓子を取る
- ・歌を聴きながらカフェを同時進行で行う



北1、春のレクリエーション（3月30日(月)）



野外活動

気持ちよさそうです。

3月30日(月)は、北1病棟
内でのレクリエーション活動も
ありました。



← 皆でデザート、美味しそうです！

春のレクリエーション
皆で楽しめました。

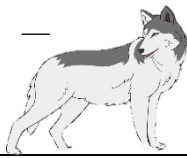
Pちゃんねる Vol.28

PSW 部からの
お知らせコーナー



今日のテーマ：成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって自分ひとりで物事を判断する事が難しい方について、ご本人の権利を守る援助者を家庭裁判所が選ぶことでご本人を法的に支援する制度です。成年後見制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つあります。

法定後見制度			
類型	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力がない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
援助者	成年後見人	保佐人	補助人
申立人	本人・配偶者・4 親等以内の親族・市長村長		
医師の鑑定	原則として必要	必要	原則として不要
必ず与えられる権限	身上監護・財産管理の全般的な代理権・日常の買い物等を除く取消権	重要な法律行為に関する同意権・取り消し件(日常の買い物を除く)	— 
申し立てによって与えられる権限	— 	特定の法律行為に関する代理権	特定の法律行為に関する同意権・取消権(日常の買い物を除く)・特定の法律に関する代理権
任意後見制度			
本人の判断能力が不十分になった時に、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が援助する支援			



法定後見制度



すでに判断能力が十分でない方が、財産の管理や生活にかかわる契約を行うために、家庭裁判所が選んだ成年後見人・保佐人・補助人が必要な支援を行う制度です。

【成年後見人ができること】



- ・金銭に関する支援(財産管理)
→ 自宅等の不動産の管理、税金や公共料金の支払い、社会保障関係の手続き
- ・生活に関する支援(身上保護)
→ 入院手続き、医療費の支払い、要介護認定の申請などの手続き、介護サービスの契約手続き等
- ・家庭裁判所への報告



【成年後見人ができないこと】



- ・事実行為
→ 事実行為とは、被後見人の生活や健康管理のために直接的に行う行為(送迎、日用品の買い物、介助等)
- ・一部の医療行為への同意
- ・身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- ・居住する場所の指定
- ・死後事務(例外的な対応もある)等



相談の流れ



市区町村・民間団体等への相談

市区町村に設置されている中核機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、成年後見制度に関わっている専門職の団体等の地域の相談窓口にて、成年後見制度を利用するための手続き、必要な書類、成年後見人になってくれる方について、あらかじめ相談できます！



1 申し立て準備(書類の準備等)

申し立てできる人: 本人、配偶者、4 親等以内の親族、市町村長、検察官等



2 申し立て

家庭裁判所に連絡して、申し立て手続きを行う日時の予約をする。

3 審問・調査・鑑定等



4 審判

家庭裁判所が本人の判断能力を審理し、後見等の開始と成年後見人等を決めます。必ずしも候補者が選任されるとは限りません！

診断書

成年後見制度を開始する申し立てでは、「自分の行為の結果について合理的に判断する能力(事理弁識能力)」について裁判官が判断をする資料として所定の診断書が活用されています！

本人情報シート

成年後見制度における診断書作成においては、ご本人の家庭的・社会的状況等を医師に的確に伝えた上で医師が医学的判断を表現することができるよう「本人情報シート」が導入されています。本人情報シートは、ソーシャルワーカーとしてご本人の身近なところで職務上の立場から支援している方によって作成することが想定されているものです。

※診断書作成、本人情報シートの作成の手引きには、成年後見制度の概要の説明や、本人情報シートの位置づけや活用場面、各書式についての記載ガイドライン、複数の記載例が掲載されています。

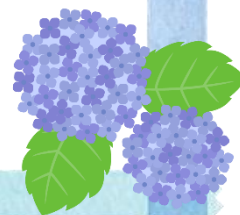
任意後見制度

自分の判断能力が低下した時に備えて「支援してもらいたい事」「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておきます。自分はどんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、自分の将来を自分で決める制度で、法定後見に優先する制度です。(自己決定の尊重)



支援をお願いする人(任意後見人)は、ご本人と話し合って決めた事(契約)にしたがって活動します。

将来に備えて、支援をお願いする人にどのような仕事をしてもらいたいのか、十分に話し合う事が、ご本人が充実した生活を送るために大切な事です。任意後見人に支払う報酬についても、しっかりと話し合って決めることが大切です。話し合って決めた仕事の内容を「任意後見契約書」という書面にします。



任意後見契約書は、公証人が作成します。



公証役場



契約の内容は、公証人によって法務局に登録されます。



ご本人の判断能力が低下して、家庭裁判所によって任意後見監督人という人が選ばれると、任意後見人の仕事が始まります。





法定後見・任意後見比較表



法定後見制度		任意後見制度
後見人の選任	裁判所が本人の判断能力を管理し、成年後見人等を決めます。	本人が任意後見人を引き受けてくれる人を選びます。
手続き	申立人が家庭裁判所におこないます。	本人が公証役場でおこないます。
職務内容	本人の判断能力に応じて裁判所が決定します。	本人と任意後見人が取り決めた内容になります。 ※取消権はありません
報酬	本人の資産状況に応じて裁判所が決定します。	本人と任意後見人が取り決めた内容になります。
監督	原則、家庭裁判所の監督を受けます。 定期的に後見業務の内容を家庭裁判所に報告する必要があります。	家庭裁判所が選任した任意後見監督人(弁護士など)の監督を受けます。



サフちゃんねる

推しのラストライフへ。たくさんの思い出に、感謝カンゲキ。



P III



困り事・ご相談があれば、気軽に PSW へお声掛けください！

社会復帰施設アーム

お色直し

塗装後の写真3枚：5月18日(月)撮影

春先より外壁塗装を中心として施設建物の修繕としてお色直しが行われました。



※ 建物内には、地域生活支援センターエポレ ケアホームビブレ 障害者自立支援施設アームが入っています。

施設は、平成15年(西暦2003年)9月に「社会復帰施設アーム」としてスタートしました。「授産施設 ルミエール」「援護寮 ビブレ」「地域生活支援センター エポレ」という3施設が協力しながらの開所でした。施設名は、アーム(心)、ルミエール(光)、ビブレ(生活)、エポレ(支える)という意味で「心に光ある暮らしを支える」となります。

障害者自立支援法、障害者総合支援法による新体制に移行となり、授産施設ルミエールは「障害者自立支援施設 アーム」に事業所名を変更しました。ルミエールの名称は、施設内にある喫茶店の名称として2026年現在も残っています。

援護寮ビブレも新サービスへ移行するのを機に名称を「ケアホーム ビブレ」に変更されています。エポレは名称は変わりませんが、新サービスに移行しています。

施設開設から22年が経過し、建物の安全性と美観の維持・向上を目的に2026年2月下旬より約3か月をかけて外壁塗装を中心に修繕が実施されました。利用される方々が、安全に安心して有意義な施設利用できることを願っております。





屋根の上もテラスもきれい！





はみだし写真集



4月17日(金) 撮影



4月20日(月) 撮影



つつじ
いろいろ

4月18日(土) 撮影



4月18日(土) 撮影



4月18日(土) 撮影



5月18日(月) 撮影



5月18日(月) 撮影



4月27日(月) 撮影



編集・発行：医療法人豊和会 南豊田病院 広報委員会

〒470-1215 豊田市広美町郷西80

Tel 0565 (21) 0331 Fax 0565 (21) 0508

ホームページ <http://www.minamitoyota-hp.or.jp/>

南豊田病院の院内新聞
より対外用に抜粋およ
び編集しました。